

山口市における一日公正取引委員会の開催について

平成26年5月8日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所
中国支所

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等を置き（別紙1参照）、独占禁止法及び下請法の適切な運用や相談対応に努めておりますが、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、一日公正取引委員会を開催しています。

中国支所（広島市所在）管内では、今年度、山口市において「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成26年6月13日（金）10:00～16:00
- 2 場 所 山口県健康づくりセンター（山口市吉敷下東3丁目1-1）
（独占禁止法教室については、山口大学で実施）
- 3 内 容（別紙2参照）
 - ・ 独禁法・下請法・消費税転嫁対策特別措置法相談コーナー
 - ・ 独占禁止法・下請法講演会
 - ・ 消費税転嫁対策特別措置法講演会
 - ・ 消費者セミナー
 - ・ 入札談合防止のための研修会（地方自治体等職員向け）
 - ・ 独占禁止法教室（山口大学）
 - ・ 展示コーナー

※ 独占禁止法・下請法、消費税転嫁対策特別措置法の講演会（定員50名）及び消費者セミナー（定員30名）はどなたでも参加できます（参加料は無料）。

参加希望の方は、6月9日（月）までに電話又は別添の参加申込書に必要事項を御記入の上ファクシミリにてお申し込みください。

また、一日公正取引委員会は、相談コーナーを除き、カメラ撮影及び傍聴取材が可能です。取材を御希望の場合には、事前に下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所中国支所 総務課
	電 話 082-228-1501（代表）（担当：岩本・永井）
	F A X 082-223-3123
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/index.html